

議員提出議案第9号

守谷市議会定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年6月19日 提出

守谷市議会

議長 松丸修久様

提出者 議会運営委員会
委員長 又未成人

平成 年 月 日原案 決

守谷市議会定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例

守谷市議会定例会の回数を定める条例（昭和31年守谷町条例第34号）の一部を次のように改正する。

本則中「守谷市議会の定例会の回数は」を「地方自治法第102条第2項の条例で定める回数は」に改め、本則を第1条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由（議員提出議案第9号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、議会に関する条例を検証した結果、他の条例と統一を図るため、文言の整理を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市議会定例会の回数を定める条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 <u>地方自治法第102条第2項の条例で定める</u> 回数は、年4回とする。</p>	<p><u>守谷市議会の定例会の回数</u>は、年4回とする。</p>